

こ う づ し ま か っ せ い か け い か く
神津島活性化計画

神津島村・東京都

平成20年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	神津島活性化計画
都道府県名	東京都
市町村名	神津島村
地区名(※1)	神津島
計画期間(※2)	平成20年度～23年度

目 標 : (※3)

神津島村の人口は、昭和30年の2,784人を最高に長期的な減少傾向が続き、昭和60年代から平成2年にかけて増加傾向にあったものの、それ以降は再び減少傾向に陥り、平成19年3月時点では、2,000人台へと推移している。人口の年齢構成では、生産年齢以下(特に45歳未満)が減少し、高齢化が顕著に現れている。

また、産業別の就業人口構成では、第1次・第2次産業は長期的な減少傾向にあるが、全国の値に比べて、第1次産業の比率は以前として高く、島の経済活動における農業、漁業等の第1次産業の役割が相対的に大きいのが特徴である。

このように、神津島村が直面している問題を解決するには、第1次産業における条件整備によって、構造的な改善や島の魅力向上等を図り、地域の活性化を推進する必要がある。

具体的には、老朽化した既存農道の整備による生産性の向上や、景観の保全・復元による島の良好な景観形成及び農業の持続的な発展を図ることにより、移住者や新規農家の参入等を促進し、**人口減少率の抑制を目指す。(H16～19、減少率3.8%)**

なお、東京都は神津島村の農業の振興及び地域の活性化を図るため本活性化計画を神津島村との共同計画として位置付けている。

目標設定の考え方

地区の概要:

神津島村は、伊豆諸島のほぼ中間にあり、東京より南へ178km余りのところに位置し、東西約4km、南北約8km、周囲約22kmで、面積は約18.87km²を有する。島の南西部には、唯一の集落が形成され、約4km²の地域に村の全人口が生活している。年間を通じての平均気温は17.9℃で、東京に比べてやや暖かく、年間の降水量は、2,500～3,000mmと多雨量であり、農業には恵まれた気候条件となっている。

島の中南部(集落を含む)には農業振興地域が広がっており、生産活動の拠点となっている。しかし、殆どの農地が傾斜地に存在し、防風・防潮の防風林等で囲まれた狭い形状が大半を占め、立地条件は必ずしも良好とは言えない状態にある。

こうした中、伊豆諸島特産のアシタバや、レザーファン(切り葉)の施設栽培を中心に生産が盛んに行われている。

現状と課題

神津島では、農作業の効率化や生産性の向上、農村生活環境の改善等を目的に農業基盤整備等における各種整備を進めてきたが、農道の老朽化や施設整備等による景観や自然環境等の悪化等により、地域の魅力や活力低下が懸念されている。

現在、農道及び集落道においては、地域の生産・流通・生活のために不可欠かつ重要な社会資本となっており、環境面からの更新整備や、農道機能強化面からの整備水準の向上が課題となっている。また、農地等においては、周囲との調和のとれた景観形成や多面的機能の健全な発揮等により、地域の魅力向上や農業の有効かつ持続的な発展を図ることが課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

神津島の基幹作物である「レザーファン」、「アシタバ」の出荷の効率化や生産コスト削減等における営農条件の改善を図ると共に、地域の自然環境や島が持つ良好な景観の維持・保全等を図り、地域の活性化を目指す。

具体的には、既存農道の改良により物流の効率化や交通安全対策等を図り、高齢者や新規就農者等が働きやすい環境を創出し、離農者の防止及び新規就農者の受け皿等、新たな農業展開を図る。

また、過去に整備した農地や集落道等については、整備によって消失した良好な自然環境や景観の復元を行い、島が持つ独特な景観との調和による魅力向上や、営農と調和のとれた景観形成による農業の持続的な発展を図り、地域の活性化による**人口減少率の抑制を目指す。**

- 【記入要領】**
- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
 - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
 - ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
 - ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
神津島村	神津島	基盤整備(土地改良施設保全)	神津島村	有	イ	
神津島村	神津島	景観・生態系保全整備	神津島村	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

神津島地区(東京都神津島村)	区域面積 (※2)	1,627ha									
区域設定の考え方 (※3)											
<p>①法第3条第1号関係</p> <p>当該区域の総面積に対する農林地等の占める割合が概ね80%以上に該当</p> <table> <tr> <td>総面積</td> <td>16.27km²</td> <td>総面積に対する農林地等の占める割合</td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td>0.36km²</td> <td>(0.36+14.16)/16.27=89.24 %</td> </tr> <tr> <td>森林面積</td> <td>14.16km²</td> <td></td> </tr> </table>			総面積	16.27km ²	総面積に対する農林地等の占める割合	農地面積	0.36km ²	(0.36+14.16)/16.27=89.24 %	森林面積	14.16km ²	
総面積	16.27km ²	総面積に対する農林地等の占める割合									
農地面積	0.36km ²	(0.36+14.16)/16.27=89.24 %									
森林面積	14.16km ²										
<p>②法第3条第2号関係</p> <p>神津島村の人口は、昭和30年をピークに長期的な減少傾向が続き、昭和60年代から平成2年にかけて増加傾向にあったものの、それ以降は再び減少傾向に陥っており、人口の年齢構成では、生産年齢以下(特に45歳未満)が減少し、高齢化が顕著に現れている。産業別の就業人口構成では、第1次・第2次産業は長期的な減少傾向にあるが、全国の値に比べて、第1次産業の比率は以前として高く、島の経済活動における農業、漁業等の第1次産業の役割が相対的に大きい。</p> <p>このような問題や特性から、神津島村では定住等の促進が必要不可欠な状況にあり、地域を含む村全体の活性化にとって有効かつ適切な手段である。</p>											
<p>③法第3条第3号関係</p> <p>農業振興地域に指定されているため、市街地は形成されていない。</p>											

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

神津島村

計画完了の翌年度及び事業完了から5年間の人口減少率を東京都へ報告する。

東京都

報告内容を調査して、人口減少率(3.8%)の目標が達成できていない場合は、改善計画の提出を求めるとともに、適切な指導を行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。